

○デジタル庁告示第一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年一月十五日

内閣総理大臣 石破 茂

- 一 令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度根室市一般会計補正予算における、北海道根室市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 二 令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（こども加算）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度根室市一般会計補正予算における、北海道根室市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三 令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度釜石

市一般会計補正予算における、岩手県釜石市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四 令和六年度東京都練馬区第二回物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度練馬区一般会計補正予算における、東京都練馬区から、児童扶養手当受給世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五 令和六年度大阪府泉佐野市低所得世帯支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度泉佐野市一般会計補正予算における、大阪府泉佐野市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六 令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度安芸高田市一般会計補正予算における、広島県安芸高田市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。